

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の4	特定産業廃棄物最終処分場維持管理積立金額の算定	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4で準用する第8条の5第4項に掲げられている事項。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の7に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。